平成２１年（フ）第１１７４号
熊本県阿蘇郡西原村大字河原1078番地
債務者　中村まき子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９１６号
名古屋市天白区元植田１丁目109番地　パルティール元植田602号
債務者　秋田賀津泰
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兼松　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８号
岐阜県各務原市新鵜沼台８丁目87番地
債務者　河野　豊裕
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　　忍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１５６号
長崎県長崎市向町56番地
債務者　島浦　豊次
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北爪　宏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９１８号
名古屋市緑区鳴子町２丁目31番地の２
債務者　菊地　修行
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝又　敬介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３号
富山市五福4926番地　五月荘５号
債務者　松本　　勉
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武島　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５５号
山形県東村山郡中山町大字達磨寺1315番地１
債務者　森谷　英俊
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　　朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６号
長崎県佐世保市松原町５番地３　グリーンヒル松原203号
債務者　伊東　光弘
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　将志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第６８５４号
大阪市中央区上本町西２丁目２番14号
債務者　山口　尚世
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３７１号
名古屋市昭和区八事本町13番地の１　コーポ山手301号
債務者　藤阪　利一
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５３号
名古屋市守山区廿軒家７番26号　タウンハウス守山105号
債務者　田中　一彰
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３４号
愛知県大府市北崎町城畑123番地
債務者　増田　宮子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３５号
名古屋市中川区西中島２丁目607番地　603号
債務者　髙橋運送こと　髙橋　信男
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９１１号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字鹿島51番地
債務者　古橋紀代志
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９１４号
名古屋市西区栄生３丁目17番６号
債務者　山下　　恵
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３１号
名古屋市西区城西４丁目２番14号　タウニー藤一101号
債務者　竹内　　勲
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２号
北海道北見市東相内町171番地４
債務者　太田　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３５号
北海道北見市北１条東１丁目８番地
債務者　丹羽　　基
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係